

## 平成20年度マーケットバスケット方式による 酸化防止剤、防ばい剤、プロピレングリコール及びリン化合物の 摂取量調査の結果について

### 【目的】

これまで、マーケットバスケット方式により食品添加物の一日摂取量調査を実施し、我が国における食品添加物の摂取実態を明らかにする取り組みについて、指定添加物を中心に網羅的に行ってきた。平成20年度は、10種類の酸化防止剤、4種類の防ばい剤、1種類の製造用剤及び2種類の結着剤について調査を行うこととし、具体的に酸化防止剤は、エチレンジアミン四酢酸<sup>1</sup>、エリソルビン酸<sup>2</sup>、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール、没食子酸プロピル、アスコルビン酸<sup>3</sup>、 $\alpha$ -トコフェロール<sup>4</sup>、 $\beta$ -トコフェロール、 $\gamma$ -トコフェロール、 $\delta$ -トコフェロール、防ばい剤は、イマザリル、オルトフェニルフェノール<sup>5</sup>、ジフェニル、チアベンダゾール、製造用剤は、プロピレングリコール、結着剤は、リン酸化合物(縮合リン酸<sup>6</sup>、オルトリン酸<sup>7</sup>)を対象として加工食品群による摂取量調査を実施した。

### 【方法】

調査に参加した地方衛生研究所 6 機関(札幌市衛生研究所、仙台市衛生研究所、東京都健康安全研究センター、香川県環境保健研究センター、長崎市保健環境試験所及び沖縄県衛生環境研究所)において、8つの食品群からなるマーケットバスケット方式調査用加工食品群(以下、混合群という。)を調製し、国立医薬品食品衛生研究所を含む7機関で、上記の食品添加物について食品群ごとの含有量を測定し、それぞれの喫食量を乗じ、一日摂取量を算出した。混合群の調製は、平成13年、14年の国民栄養調査及び平成15年の国民健康・栄養調査データを用いて、平成17年度に作成された食品喫食量リストに基づき実施した。

### 【結果及び考察】

8食品群ごとの各添加物の含有量に食品の喫食量を乗じて求めた一日摂取量を表1に示した。また、マーケットバスケット方式の妥当性を確認するために、調査対象添加物の表示がある食品中の添加物含有量を求め、個々の食品の喫食量を乗じ合計して得られた計算上の各群(表示群)の一日摂取量を求め、混合群の一日摂取量との比較検討を行った。エチレンジアミン四酢酸は、混合群試料において検出されなかったが、これは個別食品の喫食量に対する割合が少なく、希釈され、定量下限未満となったためと考えられた。エリソルビン酸については、表示群と混合群に差は見られなかった。ジブチルヒドロキシトルエンは、表示のある個別食品はなく、また、混合群試料からの検出量も微量であったことから、容器包装な

<sup>1</sup> エチレンジアミン四酢酸：エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム及びエチレンジアミン四酢酸二ナトリウム

<sup>2</sup> エリソルビン酸：エリソルビン酸及びエリソルビン酸ナトリウム

<sup>3</sup> アスコルビン酸：アスコルビン酸及びアスコルビン酸ナトリウム

<sup>4</sup>  $\alpha$ -トコフェロール：*d* $\alpha$ -トコフェロール及び*d* $\alpha$ -トコフェロール

<sup>5</sup> オルトフェニルフェノール：オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム

<sup>6</sup> 縮合リン酸：ピロリン酸四カリウム、ピロリン酸二水素カルシウム、ピロリン酸二水素二ナトリウム、ピロリン酸第二鉄、ピロリン酸四ナトリウム、ポリリン酸カリウム、ポリリン酸ナトリウム、メタリン酸カリウム、メタリン酸ナトリウム

<sup>7</sup> オルトリン酸：リン酸、リン酸三カリウム、リン酸三カルシウム、リン酸三マグネシウム、リン酸水素アンモニウム、リン酸二水素アンモニウム、リン酸水素二カリウム、リン酸二水素カリウム、リン酸一水素カルシウム、リン酸二水素カルシウム、リン酸水素二ナトリウム、リン酸二水素ナトリウム、リン酸三ナトリウム

どからの溶出もしくは原料のキャリーオーバーが原因と考えられた。プロピレングリコール、縮合リン酸については、表示群に比べ、混合群の方が高い結果となったが、これらは天然には存在しないことから、キャリーオーバーが原因と考えられた。一方、食品中に天然の食品成分として含まれているトコフェロール及びオルトリン酸については、混合群が表示群より多く、摂取されるこれらの物質のうち、ほとんどが天然由来であると考えられた。ブチルヒドロキシアニソール、没食子酸プロピル及び 4 種類の防ばい剤は、混合群試料から検出されず、また、表示のある食品もなかった。

今回の混合群の分析に基づく摂取量と各添加物の一日許容摂取量(ADI)との比較を表 2 に示した。ADI が設定されている食品添加物は、いずれも ADI から計算される一日摂取許容量を大きく下回り、本調査の結果、これらの添加物については安全性上、特段の問題はないと考えられた。

さらに、混合群中の含有量に年齢層別食品喫食量を乗じて求めた年齢層別一日摂取量を表 3 に、その一日許容摂取量に対する割合を表 4 に示した。ジブチルヒドロキシトルエン、トコフェロール、エリソルビン酸、アスコルビン酸、プロピレングリコール、オルトリン酸、縮合リン酸の一日摂取量は、15 歳以上で多かったが、各食品添加物の一日摂取量の一日摂取許容量に対する割合は、すべての添加物において 1-6 歳で最も高かった。しかしながら、もっとも高かった 1-6 歳のトコフェロールで 15.15%であり、特段の問題はないと考えられた。

表 1 混合群の食品群別一日摂取量

単位:mg/人/日(リン酸化合物 mgP/人/日)

食品添加物	食品群								総摂取量
	1 調味嗜好飲料	2 穀類	3 いも・豆類・種実類	4 魚介類・肉類・卵類	5 油脂類・乳類	6 砂糖類・菓子類	7 果実・野菜・海藻類	8 特定保健食品	
エチレンジアミン四酢酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エリソルビン酸	-	-	-	0.077	-	-	-	-	0.077
ジブチルヒドロキシトルエン	0.0007	0.0007	0.0008	0.0042	0.0007	0.0006	0.0001	0.0000	0.0077
ブチルヒドロキシアニソール	-	-	-	-	-	-	-	-	-
没食子酸プロピル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アスコルビン酸	45.08	0.06	-	4.09	0.06	0.52	0.77	0.52	51.10
α-トコフェロール	0.378	0.294	0.646	0.665	1.774	0.178	0.189	0.000	4.124
β-トコフェロール	0.006	0.017	0.132	0.077	0.062	0.011	0.008	0.000	0.314
γ-トコフェロール	0.030	1.139	3.556	0.741	4.071	0.321	0.338	0.002	10.197
δ-トコフェロール	0.010	0.225	1.428	0.151	0.625	0.079	0.038	0.001	2.557
イマザリル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オルトフェニルフェノール	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジフェニル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チアベンダゾール	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロピレングリコール	8.07	2.53	-	0.22	1.52	1.25	0.07	0.05	13.70
縮合リン酸	-	2.08	2.08	4.10	2.50	0.85	0.32	0.05	11.98
オルトリン酸	56.44	20.36	36.44	69.89	27.41	4.41	5.60	0.15	220.70

-:含有量が定量下限未満のため摂取量が0となるもの

表2 一日摂取許容量との比較

食品添加物	一日摂取量 (mg/人/日)	JECFA ADI (mg/kg 体重/日)	ADI の上限 × 50 (平均体重, kg) (mg/人/日)	摂取量 / 許容量 (%)
エチレンジアミン四酢酸	-* <sup>1</sup>	0-2.5* <sup>2</sup>	125	0.00
エリソルビン酸	0.077	特定しない		
ジブチルヒドロキシトルエン	0.0077	0-0.3	15	0.05
ブチルヒドロキシアニソール	-* <sup>1</sup>	0-0.5	25	0.00
没食子酸プロピル	-* <sup>1</sup>	0-1.4	70	0.00
アスコルビン酸	51.10	特定しない* <sup>3</sup>		
α-トコフェロール	4.124	} 5.925* <sup>4</sup>	} 100	} 5.92
β-トコフェロール	0.314			
γ-トコフェロール	10.197			
δ-トコフェロール	2.557			
イマザリル	-* <sup>1</sup>	0.03* <sup>6</sup>	1.5	0.00
オルトフェニルフェノール	-* <sup>1</sup>	0-0.4* <sup>7</sup>	20	0.00
ジフェニル	-* <sup>1</sup>	0-0.05	2.5	0.00
チアベンダゾール	-* <sup>1</sup>	0-0.1	5	0.00
プロピレングリコール	13.70	0-25	1250	1.10
縮合リン酸	11.98	} 232.68* <sup>8</sup> (mgP/人/日)	} MTDI 70* <sup>9, 10</sup>	} 3500
オルトリン酸	220.70			

\*<sup>1</sup>: すべての混合群試料中の含有量が定量下限未満のため、摂取量が0となるもの

\*<sup>2</sup>: EDTA Ca Na<sub>2</sub>として

\*<sup>3</sup>: アスコルビン酸並びにそのナトリウム、カリウム及びカルシウム塩の Group ADI

\*<sup>4</sup>: α体以外のトコフェロールをそれぞれの力価に従いα体に換算した、総トコフェロールの一日摂取量

\*<sup>5</sup>: d-α-トコフェロール及び d-α-トコフェロール濃縮物の Group ADI

\*<sup>6</sup>: JECFA では添加物としての項目はなく、農薬として JMPR に収載されている

\*<sup>7</sup>: JMPR 1999 年評価

\*<sup>8</sup>: 縮合リン酸の一日摂取量(mgP/人/日)とオルトリン酸の一日摂取量(mgP/人/日)の和

\*<sup>9</sup>: MTDI: 最大耐容一日摂取量

\*<sup>10</sup>: 天然食品由来を含め全ての摂取源からのリンとして

表3 混合群中の含有量に年齢別総喫食量を乗じて求めたから求めた、酸化防止剤、防ばい剤、  
 プロピレングリコール及びリン酸化合物の年齢層別一日摂取量

食品添加物	一日摂取量(mg/人/日)					
	1-6 歳	7-14 歳	15-19 歳	20 歳以上	全員	
エチレンジアミン四酢酸	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	
エリソルビン酸	0.041	0.056	0.099	0.077	0.083	
ジブチルヒドロキシトルエン	0.0051	0.0067	0.0093	0.0077	0.0083	
ブチルヒドロキシアニソール	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	
没食子酸プロピル	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	
アスコルビン酸	21.623	25.725	40.294	51.087	49.463	
α-トコフェロール	3.346	4.204	4.936	4.121	4.374	
β-トコフェロール	0.224	0.304	0.370	0.341	0.357	
γ-トコフェロール	8.066	10.563	11.513	10.192	10.662	
δ-トコフェロール	1.763	2.421	2.560	2.556	2.621	
	} 4.758* <sup>2</sup>		} 6.058* <sup>2</sup>		} 6.976* <sup>2</sup>	
	} 4.758* <sup>2</sup>		} 5.935* <sup>2</sup>		} 6.272* <sup>2</sup>	
イマザリル	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	
オルトフェニルフェノール	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	
ジフェニル	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	
チアベンダゾール	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	
プロピレングリコール	8.709	10.877	13.349	13.694	14.042	
縮合リン酸	8.90	11.81	14.42	11.97	12.86	
オルトリン酸	130.50	174.03	231.90	220.59	227.37	
	} 139.40* <sup>3</sup>		} 185.84* <sup>3</sup>		} 246.32* <sup>3</sup>	
	} 139.40* <sup>3</sup>		} 232.56* <sup>3</sup>		} 240.23* <sup>3</sup>	

\*<sup>1</sup>:含有量が定量下限値未満のため、摂取量が0となるもの

\*<sup>2</sup>: α体以外のトコフェロールをそれぞれの力価に従いα体に換算した、総トコフェロールの一日摂取量

\*<sup>3</sup>:縮合リン酸の一日摂取量(mgP/人/日)とオルトリン酸の一日摂取量(mgP/人/日)の和

表4 混合群中の含有量に年齢別総喫食量を乗じて求めた、酸化防止剤、防ばい剤、プロピレングリコール及びリン酸化合物の年齢層別一日摂取量の一摂取許容量に対する割合

食品添加物	年齢層別一日摂取量の一摂取許容量に対する割合(%)				
	1-6歳 (体重:15.7kg)	7-14歳 (体重:37.3kg)	15-19歳 (体重:56.5kg)	20歳以上 (体重:58.9kg)	全員 (体重:50kg)
エチレンジアミン四酢酸	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>
ジブチルヒドロキシトルエン	0.11	0.06	0.05	0.04	0.06
ブチルヒドロキシアニソール	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>
没食子酸プロピル	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>
α-トコフェロール	} 15.15* <sup>2</sup>	} 8.12* <sup>2</sup>	} 6.17* <sup>2</sup>	} 5.04* <sup>2</sup>	} 6.27* <sup>2</sup>
β-トコフェロール					
γ-トコフェロール					
δ-トコフェロール					
イマザリル	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>
オルトフェニルフェノール	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>
ジフェニル	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>
チアベンダゾール	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>	-* <sup>1</sup>
プロピレングリコール	2.22	1.17	0.95	0.93	1.12
縮合リン酸	} 12.68* <sup>3</sup>	} 7.12* <sup>3</sup>	} 6.23* <sup>3</sup>	} 5.64* <sup>3</sup>	} 6.86* <sup>3</sup>
オルトリン酸					

\*<sup>1</sup>:含有量が定量下限値未満のため、摂取量が0となるもの

\*<sup>2</sup>: α体以外のトコフェロールをそれぞれの力価に従いα体に換算した総トコフェロールの一日摂取量の、α体の一日摂取許容量に対する割合

\*<sup>3</sup>:リンとしてのMTDI(最大耐容一日摂取量)に対する割合

エリスリトリン酸及びアスコルビン酸のADIは“Not Specified(特定しない)”とされている

食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価の結果について(平成21年8月末現在)

報告資料4

案件	根拠条文	意見聴取年月日	文書番号	結果通知年月日	文書番号	備考	告示
添加物の指定(Ｌ-アスコルビン酸2-グルコシド、ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.7.1	厚生労働省発食安第0701016号	H15.7.31	府食第34号	ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム	H16.1.20
				H15.9.25	府食第129号	Ｌ-アスコルビン酸2-グルコシド	H16.1.20
添加物の使用基準の改正(アセスルファムカリウム、亜硫酸塩類、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.7.1	厚生労働省発食安第0701017号	H15.7.31	府食第35号	酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム	H16.1.20
				H15.8.28	府食第69号	アセスルファムカリウム	H16.1.20
				H15.9.25	府食第130号	亜硫酸塩	H16.1.20
添加物の規格の改正(メチルヘスペリジン)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.7.1	厚生労働省発食安第0701018号	H15.7.24	府食第28号		H15.10.16
添加物の基準の設定(コウジ酸)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.7.1	厚生労働省発食安第0701019号	H15.7.24	府食第29号		H15.10.16
添加物の規格の改正(タール色素)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.7.1	厚生労働省発食安第0701023号	H15.9.25	府食第131号		H16.2.27
添加物の指定(ポリソルベート20,60,65,80)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.10.8	厚生労働省発食安第1008003号	H19.6.7	府食第573号	H19.8.9添加物部会 H19.10.29パブコメ開始	H20.4.30
添加物の指定(ナタマイシン)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.10.20	厚生労働省発食安第1020001号	H17.5.6	府食第460号	H17.3.24添加物部会 H17.6.13パブコメ開始	H17.11.28
添加物の指定(ナイシン)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.10.20	厚生労働省発食安第1020002号	H20.1.31	府食第108号	H19.9.26添加物部会 H19.10.24添加物部会 H20.2.28添加物部会 H20.6.11パブコメ開始	H21.3.2
添加物の指定(亜酸化窒素)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.10.20	厚生労働省発食安第1020003号	H16.12.9	府食第1236号	H16.12.17添加物部会 H16.12.28パブコメ開始	H17.3.22
添加物の使用基準の改正(亜塩素酸ナトリウム)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.10.20	厚生労働省発食安第1020004号	H16.11.18 H20.6.19(評価書訂正)	府食第1166号 府食第677号	H16.10.07添加物部会 H17.3.24添加物部会 H17.4.6パブコメ開始	H17.9.16
添加物の指定(アセトアルデヒド)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.11.21	厚生労働省発食安第1121001号	H17.7.21	府食第716号	H17.6.23添加物部会 H17.7.7パブコメ開始	H18.5.16
添加物の指定(イソブタノール)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.11.21	厚生労働省発食安第1121002号	H16.5.27	府食第590号	H16.4.23添加物部会 H15.5.17パブコメ開始	H16.12.24
添加物の指定(2-エチル3(5or6)-ジメチルピラジン)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.11.21	厚生労働省発食安第1121003号	H16.5.27	府食第591号	H16.4.8添加物部会 H16.5.10パブコメ開始	H16.12.24
添加物の指定(2,3,5,6-テトラメチルピラジン)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H15.11.21	厚生労働省発食安第1121004号	H16.5.27	府食第592号	H16.4.8添加物部会 H16.5.10パブコメ開始	H16.12.24

案件	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	備考	告示
添加物の指定(プロパノール)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.11.21	厚生労働省発食安 第1121005号	H16.9.9	府食第929号	H16.8.26添加物部会 H16.9.13パブコメ開始	H17.2.24
添加物の使用基準改正(グルコン酸亜鉛)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.12.2	厚生労働省発食安 第1202004号	H16.5.27	府食第589号	H16.4.8添加物部会 H16.5.10パブコメ開始	H16.12.24
添加物の使用基準改正(グルコン酸銅)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.12.2	厚生労働省発食安 第1202005号	H16.5.27	府食第588号	H16.4.8添加物部会 H16.5.10パブコメ開始	H16.12.24
添加物の指定(イソプロパノール)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.12.15	厚生労働省発食安 第1215002号	H16.12.9	府食1235号	H16.10.28添加物部会 H16.11.19パブコメ開始	H17.4.28
添加物の指定(ステアリン酸カルシウム)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.3.4	厚生労働省発食安 第0304001号	H16.7.29	府食第795号	H16.6.24添加物部会 H16.8.19パブコメ開始	H16.12.24
食品添加物「アカネ色素」を既存添加物 名簿から削除すること	食品安全基本法 第24条第1項第11号	H16.6.18	厚生労働省発食安 第0618001号	H16.7.2	府食第719号	H16.7.9パブコメ開始	H16.7.9
添加物の指定(ヒドロキシプロピルセル ロース)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.8.16	厚生労働省発食安 第0816001号	H17.3.10	府食第258号	H17.2.24添加物部会 H17.3.14パブコメ開始	H17.8.19
添加物の指定(イソamilアルコール)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.11.5	厚生労働省発食安 第1105001号	H17.3.17	府食第289号	H17.2.24添加物部会 H17.3.14パブコメ開始	H17.8.19
添加物の指定(2,3,5-トリメチルピラジン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.11.5	厚生労働省発食安 第1105002号	H17.3.17	府食第290号	H17.2.24添加物部会 H17.3.14パブコメ開始	H17.8.19
添加物の指定(アミルアルコール)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.11.5	厚生労働省発食安 第1105003号	H17.3.17	府食第291号	H17.2.24添加物部会 H17.3.14パブコメ開始	H17.8.19
添加物の指定(加工デンプン11品目)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H16.11.26	厚生労働省発食安 第1126002号	H19.11.29	府食第1172号	H19.11.28添加物部会 H20.7.4添加物部会 H20.3.13パブコメ開始	H20.10.1
添加物の指定(ネオテーム)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H17.1.31	厚生労働省発食安 第0131001号	H18.10.19	府食第826号	H19.7.4添加物部会 H19.9.3パブコメ開始	H19.12.28
添加物の成分規格の改正(次亜塩素酸 水)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H17.1.31	厚生労働省発食安 第0131002号	H19.1.25	府食第94号	H19.3.20添加物部会 H20.2.7パブコメ開始	
添加物の指定(2-エチル-3-メチルピラジン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H17.3.7	厚生労働省発食安 第0307001号	H17.8.18	府食第804号	H17.7.28添加物部会 H17.8.19パブコメ開始	H18.5.16
添加物の指定(ブタノール)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H17.3.7	厚生労働省発食安 第0307002号	H17.9.22	府食第936号	H17.11.24添加物部会 H18.5.1パブコメ開始	H18.9.12
添加物の指定(5-メチルキノキサリン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H17.3.7	厚生労働省発食安 第0307003号	H17.8.18	府食第805号	H17.7.28添加物部会 H17.8.19パブコメ開始	H18.5.16
添加物の指定(アルギン酸アンモニウ ム)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H17.3.28	厚生労働省発食安 第0328001号	H18.3.30	府食第239号	H18.3.23添加物部会 H18.8.22パブコメ開始	H18.12.26

案件	根拠条文	意見聴取年月日	文書番号	結果通知年月日	文書番号	備考	告示
添加物の指定(アルギン酸カリウム)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.3.28	厚生労働省発食安第0328002号	H18.3.30	府食第239号	H18.3.23添加物部会 H18.8.22パブコメ開始	H18.12.26
添加物の指定(アルギン酸カルシウム)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.3.28	厚生労働省発食安第0328003号	H18.3.30	府食第239号	H18.3.23添加物部会 H18.8.22パブコメ開始	H18.12.26
添加物の指定(リン酸一水素マグネシウム)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.3.28	厚生労働省発食安第0328004号				
添加物の使用基準改正(ヒドロキシプロピルメチルセルロース)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.4.26	厚生労働省発食安第0426001号	H18.8.24	府食第675号	H18.6.22添加物部会 H18.11.22パブコメ開始	H19.2.27
添加物の指定(ポリビニルピロリドン)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.6.20	厚生労働省発食安第0620005号				
添加物の指定(アルミノケイ酸ナトリウム)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.8.15	厚生労働省発食安第0815001号				
添加物の指定(ケイ酸カルシウム)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.8.15	厚生労働省発食安第0815002号	H19.7.26	府食第719号	H19.8.9添加物部会 H19.10.29パブコメ開始	H20.4.30
添加物の指定(ケイ酸カルシウムアルミニウム)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.8.15	厚生労働省発食安第0815003号				
添加物の指定(ケイ酸マグネシウム)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.8.15	厚生労働省発食安第0815004号				
添加物の指定(L-アスコルビン酸カルシウム)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.10.3	厚生労働省発食安第1003002号	H19.8.23 H20.6.19(評価書訂正)	府食第799号 府食第678号	H19.8.9添加物部会 H19.10.29パブコメ開始	H20.4.30
添加物の指定(イソブチルアルデヒド)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.12.19	厚生労働省発食安第1219009号	H18.12.7	府食第989号	H18.12.8添加物部会 H19.3.23パブコメ開始	H19.8.3
添加物の指定(ブチルアルデヒド)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.12.19	厚生労働省発食安第1219010号	H19.3.22	府食第296号	H19.3.20添加物部会 H19.8.1パブコメ開始	H19.10.26
添加物の指定(2-メチルブタノール)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.12.19	厚生労働省発食安第1219011号	H18.10.12	府食第808号	H18.12.8添加物部会 H19.3.23パブコメ開始	H19.8.3
添加物の指定(トコフェロール酢酸エステル)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.12.19	厚生労働省発食安第1219013号	H18.9.21	府食第745号	H18.9.28添加物部会 H19.1.15パブコメ開始	H19.4.26
添加物の指定(d- $\alpha$ -トコフェロール酢酸エステル)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H17.12.19	厚生労働省発食安第1219013号	H18.9.21	府食第745号	H18.9.28添加物部会 H19.1.15パブコメ開始	H19.4.26
添加物の指定(水酸化マグネシウム)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H18.3.9	厚生労働省発食安第0309001号	H19.11.1	府食第1079号	H19.10.24添加物部会 H20.2.7パブコメ開始	H20.7.4
添加物の指定(サッカリンカルシウム)	食品安全基本法第24条第1項第1号	H18.5.22	厚生労働省発食安第0522005号				



案件	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	備考	告示
添加物の指定(L-グルタミン酸アンモニウム)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.5.22	厚生労働省発食安 第0522006号	H20.3.13	府食第277号	H20.4.11添加物部会 H20.6.18パブコメ開始	
添加物の指定(亜塩素酸水)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.8.14	厚生労働省発食安 第0814001号	H20.6.19	府食第677号		
添加物の指定(ウッドロジングリセリンエステル)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.8.29	厚生労働省発食安 第0829001号	H21.2.3	取り下げ		
添加物の指定(ステアロイル乳酸ナトリウム)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.2.6	厚生労働省発食安 第0206001号	H20.7.10	府食第766号	H20.7.4添加物部会 H20.9.16パブコメ開始	
添加物の指定(乳酸カリウム)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.2.6	厚生労働省発食安 第0206002号				
添加物の指定(バレラルデヒド)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.3.19	厚生労働省発食安 第0319023号	H20.3.27	府食第324号	H20.7.4添加物部会 H20.9.16パブコメ開始	H21.6.4
添加物の指定(イソバレラルデヒド)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.3.19	厚生労働省発食安 第0319024号	H20.3.27	府食第325号	H20.7.4添加物部会 H20.9.16パブコメ開始	H21.6.4
添加物の指定(ソルビン酸カルシウム)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.3.19	厚生労働省発食安 第0319025号	H20.11.20	府食第1264号	H20.11.25添加物部会 H21.2.20パブコメ開始	
添加物の指定(プロテイングルタミナーゼ)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.8.2	厚生労働省発食安 第0802001号				
添加物の指定(5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.8.2	厚生労働省発食安 第0802002号				
添加物の指定(2,3-ジメチルピラジン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.2.7	厚生労働省発食安 第0207001号	H20.7.31	府食第837号	H20.9.24添加物部会 H20.12.11パブコメ開始	H21.6.4
添加物の指定(2,5-ジメチルピラジン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.2.7	厚生労働省発食安 第0207002号	H20.7.31	府食第838号	H20.9.24添加物部会 H20.12.11パブコメ開始	H21.6.4
添加物の指定(2,6-ジメチルピラジン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.2.7	厚生労働省発食安 第0207003号	H20.7.31	府食第839号	H20.9.24添加物部会 H20.12.11パブコメ開始	H21.6.4
添加物の指定(2-エチルピラジン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.5.22	厚生労働省発食安 第0522006号	H20.11.27	府食第1293号	H20.10.22添加物部会 H21.2.19パブコメ開始	
添加物の指定(2-メチルピラジン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.5.22	厚生労働省発食安 第0522007号	H20.11.27	府食第1294号	H20.10.22添加物部会 H21.2.19パブコメ開始	
添加物の規格の改正(ネオテーム)	食品安全基本法 第24条第1項第2号	H20.9.19	厚生労働省発食安 第0919004号	H20.9.25	府食第1023号	H20.10.22添加物部会 H21.2.19パブコメ開始	
添加物の指定(2-ペンタノール)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.10.14	厚生労働省発食安 第1014001号	H21.1.22	府食第83号	H21.4.28添加物部会	

案件	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	備考	告示
添加物の指定(2-メチルブチルアルデヒド)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.10.14	厚生労働省発食安 第1014002号	H21.1.22	府食第84号	H20.12.22添加物部会 H21.3.19パブコメ開始	
添加物の指定(フルジオキソニル)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.11.27	厚生労働省発食安 第1120003号	H21.7.16	府食第682号	H21.6.24添加物部会	
添加物の指定(プロピオンアルデヒド)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.11.27	厚生労働省発食安 第1120004号	H21.4.2	府食第311号	H21.4.28添加物部会	
添加物の指定(6-メチルキノリン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.11.27	厚生労働省発食安 第1120005号	H21.5.21	府食第499号	H21.4.28添加物部会	
添加物の指定(2-エチル-5-メチルピラジ ン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.3.12	厚生労働省発食安 第0312001号			H21.9.3添加物部会	
添加物の指定(5,6,7,8-テトラヒドロキノキ サリン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.3.12	厚生労働省発食安 第0312002号	H21.8.27	府食第818号	H21.9.3添加物部会	
添加物の指定(3-メチル-2-ブタノール)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.3.12	厚生労働省発食安 第0312003号	H21.7.23	府食第701号	H21.9.3添加物部会	
添加物の使用基準改正(亜塩素酸ナトリ ウム)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.4.16	厚生労働省発食安 第0413001号			H21.6.24添加物部会	
添加物の指定(イソペンチルアミン)	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.8.12	厚生労働省発食安 0812第1号				